

## 高知県多重債務者対策協議会設置要綱

### (設置の目的)

第1条 近年、多重債務問題が社会に深刻な影響を及ぼす中、関係機関が連携して、多重債務者が抱える問題の解決を図るため、高知県多重債務者対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 多重債務者対策に関すること。
- (2) 関係機関の情報共有及び連携に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って委員を追加することができる。
- 3 会長は、文化生活部副部長をもって充てる。

### (協議会)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。

- 2 委員は、協議会に代理の者を出席させることができる。
- 3 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の意見を聞くことができる。

### (部会)

第5条 会長は、特定の事項について協議する必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、会長が別に定める。
- 3 部会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 部会は、構成員のほか、必要に応じて、関係機関、団体の関係者の参加を求めることができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、文化生活部県民生活課におく。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年 7月27日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年10月23日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

高知弁護士会会長 高知県司法書士会会長 高知県金融広報委員会会長 高知クレサラ被害生活再建支援センター・高知うろこの会会長 日本司法支援センター高知地方事務所長 日本貸金業協会高知県支部事務長 財務省四国財務局高知財務事務所長 高知市暮らし・交通安全課 消費生活センター長 子ども・福祉政策部副部長 文化生活部副部長 県立消費生活センター所長 商工労働部副部長 教育委員会事務局教育次長 警察本部生活安全部参事官
---

高知県多重債務者対策協議会部会の分掌事務及び構成員(第5条関係)

	相談体制の整備・強化等検討部会	金融経済教育の強化検討部会
分掌事務	1 多重債務者からの相談に関する事 2 多重債務問題の解決に向けた仕組みに関する事 3 その他必要な事項に関する事	1 学校教育における取組に関する事 2 成人への消費者教育に関する事 3 その他必要な事項に関する事
構成員	高知弁護士会会長 高知県司法書士会会長 高知クレサラ被害生活再建支援センター・高知うろこの会会長 日本司法支援センター高知地方事務所長 日本貸金業協会高知県支部事務長 財務省四国財務局高知財務事務所長 高知市暮らし・交通安全課 消費生活センター長 子ども・福祉政策部副部長 文化生活部副部長 県立消費生活センター所長 商工労働部副部長 教育委員会事務局教育次長 県警本部生活安全部参事官	高知弁護士会会長 高知県司法書士会会長 高知県金融広報委員会会長 財務省四国財務局高知財務事務所長 文化生活部副部長 県立消費生活センター所長 教育委員会事務局教育次長